

議案第67号

三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年9月6日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成23年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって三朝町が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資</u>	（目的） 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に係る固定資産税の課税について三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の特例を定め、もって町内産業の振興を図ることを目的とする。</u>

産税の課税について三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の特例を定め、もって町内産業の振興を図ることを目的とする。

（固定資産税の課税免除）

第2条 町長は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「課税免除対象固定資産」という。）に対しては、新たに固定資産税を課することとなった年度（以下「初年度」という。）から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。

（1）製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

（2）情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

（委任）

（固定資産税の課税免除）

第2条 特別償却設備設置者に係る当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成22年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「課税免除対象固定資産」という。）に対しては、新たに固定資産税を課することとなった年度（以下「初年度」という。）から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。

（適用除外）

第7条 この条例の規定は、三朝町工場設置奨励条例（昭和45年三朝町条例第25号）の規定による奨励金の交付を受ける者については、適用しない。

（委任）

第7条 略

第8条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第1条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。